

随意契約結果(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 随意契約理由番号	WTO
1	令和7年度ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託	その他	BPC交流事業共同体	47,144,982円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	令和7年度企業等誘致・集積推進事業業務委託	その他	大阪市企業誘致事業共同事業体	54,222,170円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	令和7年度スポーツイベント魅力発信業務委託	その他	(一財)大阪スポーツみどり財団	29,854,394円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	令和7年度市民レクリエーションセンタースポーツ教室企画運営業務委託	その他	(一財)大阪スポーツみどり財団	14,637,474円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
5	令和7年度クラシック音楽普及促進事業業務委託	その他	(公社)大阪フィルハーモニー協会 総務局	9,839,000円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
6	令和7年度大阪海外ビジネスワンストップ窓口運営等業務委託	その他	(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)大阪本部	31,983,600円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
7	令和7年度ATCホール管理運営業務委託	その他	アジア太平洋トレードセンター(株)	32,527,000円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
8	令和7年度難波宮跡(南部ブロック)管理運営事業維持管理・情報発信業務に係る業務委託	その他	難波宮跡公園「みんなのにわ」プロジェクト	10,500,000円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
9	大阪・関西万博でのビジネス機会の創出業務委託	その他	(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)大阪本部	33,574,068円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

随意契約結果(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 随意契約理由番号	WTO
10	令和7年度特定計量器定期検査業務委託	その他	(特非)大阪市計量協会	44,948,200円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	—
11	経済戦略局所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続	その他	(株)ザイマックス関西	29,106,000円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
12	令和7年度長居陸上競技場外1施設改修基本計画策定支援業務委託	その他	(株)昭和設計	13,057,000円	令和7年5月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
13	令和7年度大阪市都市農業等振興事業業務委託	その他	(株)ジェイコムウエスト	10,115,600円	令和7年5月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
14	第50回ジャパンウィーク2025(英国・マンチェスター)出展に係る企画調整及び実施運営等業務委託	その他	(株)JTB	25,071,338円	令和7年6月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
15	令和7年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上にかかるコンテンツ制作等業務委託	その他	空飛ぶクルマ・スペシャルグループ	11,440,000円	令和7年6月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

1

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託

2 契約の相手方

BPC 交流事業共同体

3 随意契約理由

本業務は、本市のビジネスパートナー都市との経済交流事業を通じて市内中小企業の海外展開支援を行うものである。

本業務の実施にあたっては、海外現地情報、海外での企業マッチング支援等の高度な知識・豊富な経験、ノウハウが不可欠であることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、BPC 交流事業共同体（代表構成員 一般財団法人大阪国際経済振興センター）が契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、BPC 交流事業共同体を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部国際担当（電話番号 06-6615-9590）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度企業等誘致・集積推進事業業務委託

2 契約の相手方

大阪市企業誘致事業共同事業体

3 随意契約理由

企業誘致活動には、事業者からの相談対応のほか、進出関連情報の提供、行政書士等の紹介、事業用物件の紹介、人材確保への協力など、進出に向け必要なサポートを広く柔軟に行う必要があり、本市では、民間における独自のネットワーク及びノウハウを企業誘致に活用することが効果的と考えており、企業等の誘致に関する高度な知識と豊富な経験を有することが不可欠であるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

公募について1事業者から応募があり、学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、契約相手方として適切とのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部立地推進担当（電話番号 06-6615-3025）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度スポーツイベント魅力発信業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪スポーツみどり財団

3 随意契約理由

生涯スポーツの振興においては、「第2期大阪市スポーツ振興計画」に掲げているスポーツ実施率の向上を目標に、スポーツを継続的に行うきっかけづくりを提供し、だれもがスポーツに触れることのできる機会を増やすことが重要である。

本業務は、各スポーツイベント等の魅力を発信することで、より多くの集客を図り、スポーツ参画人口を増やすことを目的としている。

本業務における広報手法やイベント運営等において、民間事業者の持つノウハウ・発想・創造性を活かすため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

その結果、1事業者から応募があり、学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、契約相手として適切とのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者に決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3882）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度市民レクリエーションセンタースポーツ教室企画運營業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪スポーツみどり財団

3 随意契約理由

本業務は、市立小・中学校の体育施設を活用して市民レクリエーションセンタースポーツ教室を開設、平日の夜間にさまざまな種目のスポーツ教室を実施し、市民のスポーツ振興を図ることを目的とするものである。

魅力ある市民レクリエーションセンタースポーツ教室を実施するために、予算額の範囲内において、民間事業者の持つノウハウ・発想・創造性を活かし、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

その結果、1事業者から応募があり、学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、契約相手として適切とのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者に決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3882）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度クラシック音楽普及促進事業業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人大阪フィルハーモニー協会 総務局

3 随意契約理由

本業務は、クラシック音楽の普及促進を図ることを目的に、市民が気軽に音楽活動が出来るよう、大阪フィルハーモニー会館のメインホール、市民スタジオの貸し出しや、市民の音楽活動の支援を行う業務、並びに、同会館において、広く市民がクラシック音楽を楽しめるようコンサートを開催する業務であり、実施にあたり区シティ・マネージャーが方針を決定し、局が執行する事務に分類されている業務である。

同会館が所在する西成区では、大阪フィルハーモニー交響楽団を魅力あふれるコンテンツとして、同楽団を積極的に区のイメージアップやプロモーションに活用していく方針であり、区内有数の文化施設である同会館について、地元住民をはじめとした市民に開かれた形で引き続き有効利用することとし、西成区役所と公益社団法人大阪フィルハーモニー協会は西成区の文化芸術振興を連携協力して推進するため、協定書を締結している。

公益社団法人大阪フィルハーモニー協会は、日本有数のプロオーケストラとして公益社団法人日本オーケストラ連盟に加盟している大阪フィルハーモニー交響楽団の運営を行っており、音楽に関する幅広く専門的な知識やノウハウを十分有しているため、市民の音楽活動に関する支援やアドバイス、情報提供を的確に行うことができる。また、多くのクラシックコンサートを開催しており、従前から本市と連携した市民向けコンサートの開催実績も多数あることから、規模、対象、内容、料金に応じた演奏会の開催ノウハウを十分有している団体である。

さらに、同会館の管理を行っており、事務局をおいていることから、市民からの同会館の利用要望に対しても、迅速・的確・合理的に対応できる団体である。

以上の理由により、同区の方針を踏まえ、同会館の市民利用促進並びに同会館を活用したコンサートの開催を効果的に担える唯一の団体であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に基づき、公益社団法人大阪フィルハーモニー協会と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

經濟戰略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5173）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪海外ビジネスワンストップ窓口運営等業務委託

2 契約の相手方

独立行政法人日本貿易振興機構大阪本部

3 随意契約理由

本業務は、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）を契機として、海外政府機関や経済団体、企業関係者等による大阪訪問が見込まれる中、万博開催の地元自治体である大阪府・大阪市が大阪商工会議所や近畿経済産業局などの在阪支援機関と連携し、ワンストップで海外企業等を受け入れる相談窓口を通じ、海外からのビジネス相談に迅速かつ適切に対応し、在阪企業等とのビジネス交流の創出を図るものである。

そのため、運営主体となる事務局は、大阪・関西万博への参加が見込まれる160に及ぶ様々な国・地域や多種多様な業種に及ぶ海外企業等のニーズを的確に把握し、在阪企業とのビジネス交流を効果的に実施するため、海外ビジネス情報の把握・分析する能力を有するのみならず、在阪支援機関とのネットワークを持ち、在阪支援機関同士のスムーズな意思疎通を可能とする組織であることが必須条件となる。そのため、民間組織ではなく、公的な性格を有する組織である必要がある。

上記団体は、経済産業省が所管する、日本貿易振興機構法に基づき設立された団体で、70か所を超える海外事務所を有し、対日投資の促進、中堅・中小企業等の輸出や海外展開支援を行うとともに、調査や研究を通じ我が国の企業活動や通商政策に貢献しており、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア、オセアニア等世界各地の海外事務所を通じて各国の産業の強みや情勢を把握・分析することによって日本企業が求める最新の海外ビジネス情報を提供可能である。

さらに、上記団体は、すでに在阪支援機関とのネットワークを構築し、定期的に意見交換会を実施するなど、在阪支援機関同士の円滑な意思疎通を実現している公的な性格を有する独立行政法人である。

以上の理由により、上記団体のみが海外のビジネスニーズに適切に対応し、在阪支援機関とのネットワークを活用して本業務を実施できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は競争目的が競争入札に適さないもの」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部国際担当（電話番号 06-6615-9590）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度A T Cホール管理運営業務委託

2 契約の相手方

アジア太平洋トレードセンター株式会社

3 随意契約理由

本業務は、アジア太平洋トレードセンター（A T C）の関連施設であり、公共的空間として認められるA T Cホールについて、施設の適切な管理運営を図ることにより、大阪経済の国際化・活性化及び咲洲コスモスクエア地区における賑わい創出の役割を果たすものである。

A T Cホールは、咲洲コスモスクエア地区全体のビジネス機能並びに集客機能の向上、さらには隣接する国際見本市会場インテックス大阪との一体化利用を図ることを目的として、本市とアジア太平洋トレードセンター株式会社が建設分担し、共有施設として設置された。以降、ビジネス交流機能の促進につながる展示・見本市等や企業の研修会、さらには広く一般市民を対象とする集客イベント等が開催されており、同社は、催事誘致・運営に関する蓄積したノウハウ・体制を有し、これまで一体的に管理運営してきた実績があり、本市の産業振興施策において一定の成果を上げている。

また、令和7年度は、大阪・関西万博の開催が予定されており、A T Cホールの収益力を強化できる機会でもある。

本業務の実施にあたっては、平成3年3月14日付け締結の基本協定第4条第2項に基づき、本市と同社が持分割合で所有している共有施設であるため、同社以外の者に履行させた場合、持分比率による分割運営は困難であり、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。効率的に運営し効果的な利用促進を図る観点から、ホール全体を同社が一体的に運営することが適正である。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部国際担当（電話番号 06-6615-3746）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度難波宮跡（南部ブロック）管理運営事業維持管理・情報発信業務に係る業務委託

2 契約の相手方

難波宮跡公園「みんなのにわ」プロジェクト

3 随意契約理由

経済戦略局及び建設局は、難波宮跡のにぎわい創出と利便性の向上を目的として、令和4年度に難波宮跡公園（北部ブロック）整備運営事業者及び難波宮跡（南部ブロック）管理運営事業者公募（公募型プロポーザル方式）により管理運営事業者を募集し、上記事業者を選定した。

当該公募設置等指針において、令和5年度から事業終了日（原則、難波宮跡公園整備運営事業の終了日）まで事業期間が定められており、選定結果に基づき、上記事業者と令和4年9月20日付で「難波宮公園（北部ブロック）整備運営事業及び難波宮跡（南部ブロック）管理運営事業覚書」（以下「本覚書」という。）を締結したものである。

本覚書第3条においても同内容を規定していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-3890）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪・関西万博でのビジネス機会の創出業務委託

2 契約の相手方

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）大阪本部

3 随意契約理由

本業務は、これまでアプローチが困難であった欧州等の国について、大阪・関西万博（以下「万博」という。）をきっかけとし、販路拡大に繋がるビジネス機会の場を創出することにより、大阪市内の魅力ある中小企業の海外展開を支援することを目的とする。

具体的な業務としては、海外バイヤーと市内中小企業との個別商談会及びオンライン商談会の実施、並びに市内中小企業の優れた技術・サービス等の海外バイヤーへの情報発信となるが、特に万博によって注目が集まる機会であることを踏まえ、効果的な実施ができるよう従前より準備を進めてきた。

まず、令和5年度には万博に参加表明のあった国を対象に、より販路拡大の可能性を持つ国や産業分野を選定するための調査を行い、令和6年度には、過年度の調査により明らかとなった国・分野を基に、海外バイヤーとの商談会等を試行的に実施し、当該バイヤーからアドバイスをすることでその手法等の妥当性を確認してきたところである。

いずれの業務も、万博期間中の効果的・効率的な商談会等の実施をめざして行ったものであるが、万博という特別な要素を踏まえた調査・検証であったため、ドバイ万博をはじめ国際博覧会において構築した各国とのネットワークやビジネス関連情報を有する上記団体のみが、これらの業務を実施できる唯一の事業者であった。

これまでの調査や試行実施を経て、商談会等の手法が非常に効果的であったことが確認できたため、本業務では同様の手法を用いるとともに、対象となる国・分野をさらに拡大させ、万博期間を軸に海外バイヤーとの個別商談会等を実施するものである。ついては、各国において幅広い産業分野における海外バイヤーとのネットワークを有するとともに、現地に事務所を有するなど、現地ニーズに精通していることが必須条件になる。また、万博という特別な要素を踏まえての業務遂行となるため、国際博覧会を契機としたビジネス機会の創出や商談に関わってきた経験も必要となる。

上記団体は、独立行政法人日本貿易振興機構法に基づき設立された、公的な性格を有する独立行政法人であり、また、世界各地に70か所を超える海外事務所を有し、中堅・中小企業等の輸出や海外展開支援を行うために、各国産業の強みや情勢を把握・分析するとともに、各国バイヤーとのネットワークを構築している。

以上の理由により、上記団体のみが、万博という特別な要素を踏まえながら、海外バイヤーとのネットワークやビジネス機会創出の実績を活用し、本業務を実施できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は競争目的が競争入札に適さないもの」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部企業支援課（電話番号 06-6264-9834）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度特定計量器定期検査業務委託

2 契約の相手方

特定非営利活動法人大阪市計量協会

3 随意契約理由

特定計量器の定期検査業務は、計量法第19条で都道府県知事又は政令で定める特定市町村の長（以下、「特定市町村の長等」という。）が行うこととされているが、指定定期検査機関を指定し同機関に定期検査業務を行わせることで、特定市町村の長等による定期検査実施が不要になることが同法第20条で定められている。

そのため、本市では、効果的・効率的な行政サービスの提供を行うため、平成24年度から同法第20条に基づく指定定期検査機関制度を導入している。

同法には自治体が複数の者を指定定期検査機関とすることを妨げる規定が存在しないため、本市では、複数の指定定期検査機関の競争による効率的で質の高い行政サービスの提供をめざし、その指定のための公募を毎年実施しているが、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間で本市指定定期検査機関としての指定を受けた者は、特定非営利活動法人大阪市計量協会のみである。

以上のことから、本業務を適法に履行可能な者は本市指定定期検査機関として唯一指定されている特定非営利活動法人大阪市計量協会のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当することから随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部計量検査所（電話番号 06-6577-5888）

随意契約理由書

1 案件名称

経済戦略局所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続

2 契約の相手方

株式会社ザイマックス関西

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、都市整備局において各所属の所管施設を取り纏めのうえ、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ザイマックス関西の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ザイマックス関西と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課施設管理担当（電話番号 06-6615-3771）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度長居陸上競技場外1施設改修基本計画策定支援業務委託

2 契約の相手方

株式会社昭和設計

3 随意契約理由

本業務は、令和5年度に実施した長居陸上競技場及び長居第2陸上競技場の大規模改修に係る改修基本計画策定支援業務について、新たに大規模競技大会（※）の開催に向けた追加検討の実施を委託するものである。

令和5年度に実施した長居陸上競技場外1施設改修基本計画策定支援業務委託（以下「令和5年度基本計画策定業務」とする。）では、建設当時の設計条件及び施設利用コンセプトを熟知し、構造、意匠、設備設計の全てにおいて高い技術力を有する株式会社昭和設計に業務を委託したところである。

上記事業者は、当該施設において建築、設備の様々な業務や改修工事にも携わっていることにより、当該施設の構造を熟知しているとともに、令和5年度基本計画策定業務において改修計画の策定を行った経過がある。これまでの計画策定に至る経過や詳細の検討材料をはじめ、建物固有の設計内容、音響計画及び照明制御などの設備計画等を熟知していることから、長居陸上競技場及び長居第2陸上競技場において効率的な改修工事の追加計画の立案にあたり、それらの有用なデータを活用できる唯一の事業者である。

以上の理由により、上記業者が本業務を履行できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は競争目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

（※）大規模競技大会とは…FIFA ワールドカップやラグビーワールドカップなどメカスポーツイベントを想定

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3869）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市都市農業等振興事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社ジェイコムウエスト

3 随意契約理由

本業務は、市内農業及び漁業の振興発展を目的としており、事業の効果的な遂行にあたっては、市内の農水産物の積極的な魅力発信、食関連事業者等との連携による更なる販路拡大等が必要であり、都市農業及びイベントの広報・企画運営に関する高度な知識と豊富な経験を要するため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により受注者を選定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、株式会社ジェイコムウエストが最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、株式会社ジェイコムウエストを受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3751）

随意契約理由書

1 案件名称

第 50 回ジャパンウィーク 2025（英国・マンチェスター）出展に係る企画調整及び実施運営等業務

2 契約の相手方

株式会社 J T B

3 随意契約理由

本業務は、マンチェスター市民を中心とする、日本に興味や関心のある英国・欧州の方々に対し、日本の文化や伝統芸能等を広く発信するジャパンウィークに出展するにあたり、本市として披露する公演を提案させるものである。大阪の都市魅力を広く PR することができるコンテンツ（出演者や演目等）を選定し、出演交渉や渡航手配、主催者との連絡調整等、海外公演実施に係る業務については高度な知識と豊富な経験を要するため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員 3 名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、株式会社 J T B の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、株式会社 J T B を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部国際担当（電話番号 06-6615-3749）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上にかかるコンテンツ制作等業務委託

2 契約の相手方

空飛ぶクルマ・スペシャルグループ

3 随意契約理由

本業務は、万博を機に大阪市内で空飛ぶクルマが飛行することから、空から撮影した大阪市内の様子を活用して、市民等に対し、空飛ぶクルマの安全性や、実現による市民生活・地域社会にもたらされる新たな価値・サービスなどについての理解促進を図る VR コンテンツを制作する。併せて、制作したコンテンツを活用し、市民等に対し、空飛ぶクルマに対する社会受容性向上につながる啓発事業の企画運営を行い、効果検証を行ったうえでイベントマニュアルを制作するものであるが、効果的な社会受容性向上を図るためのコンテンツ制作能力と、効果的に啓発事業を実施する企画運営力が必要であることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部イノベーション課（電話番号 06-6615-3726）